

II 予算に関する情報

○ 平成21年度補正予算(特第1号)(登記特別会計)

・歳入歳出予算の概要

最近の経済情勢等にかんがみ、経済危機対策の一環として「底力発揮・21世紀型インフラ整備」の推進を図るため行う地上デジタルテレビジョンの整備を行うものである。

(単位:百万円)

歳 入	当初予算額	補 正		改予算額
		追 加 額	修正減少額	
一般会計より受入	68,444	23	0	68,468
合 計	68,444	23	0	68,468

歳 出	当初予算額	補 正		改予算額
		追 加 額	修正減少額	
事務取扱費	91,774	83	0	91,858
事務取扱いに必要な経費	91,774	83	0	91,858
合 計	91,774	83	0	91,858

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

・一般会計からの繰入金の額及び当該繰入れの理由

(一般会計からの繰入金の額) 68,468 百万円

(繰入れの理由)

登記特別会計は、登記情報の管理及び公開に関する事務(以下「登記情報管理事務」という。)に要する経費については登記事項証明書等の交付及び閲覧等の手数料によって賄い、登記情報の判断・形成に関する事務(以下「登記の審査に関する事務」という。)に要する経費については一般会計からの繰入れにより賄うという基本に立っています。

登記特別会計が登記情報管理事務のみに関するものとしなかったのは、登記情報管理事務と登記の審査に関する事務は密接不可分の関係にあり両者の経費は実質的関連性が強いこと、登記所には少人数規模のものが多く、これらの庁の職員は両者の事務を行っていること、及び同一施設の中で両者

の事務が行われていること等の事情から、両者の経費は一体として経理することが相当であると認められるからですが、登記の審査に関する事務に要する経費については、この事務の利用者が負担する登録免許税の前身である登録税、登記料には手数料的要素が含まれると解されていた沿革をも考慮され、従来どおり一般会計の負担とし、同会計から繰り入れることとされたものです。

登記特別会計に関するお問い合わせ先
法務省民事局総務課登記情報管理室
TEL 03-3580-4111 内2417